

## 中央教育審議会における文化財保護事務の所管に関する議論の概要

○10月30日中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会(第2回)における主な意見  
※事務局による書き起こしであり未定稿。議事録は別途作成の予定。

- 事務の所管を選択性とするには賛成。首長部局が所管するにあたっての留意事項としては、教育委員会と首長部局の連携協議会の設置や、自治体全体の文化財保護に関する計画（歴史文化基本構想等）の作成等が考えられるのではないかとの意見があった。
- 教育委員会と首長部局のいずれでも対応は可能と思われるが、移管する場合の留意事項として、開発と保存とのバランスの確保、移管する場合は文化関係業務の全てを移管すべき、またふるさと教育には文化財の位置付けが大きく担当職員の学校への派遣頻度が高いことから、学校・社会教育との連携確保が必要ではないかとの意見があった。
- 首長部局に移管する場合の留意事項として、首長部局への文化財審議会や文化財の保存・活用に関する附属機関の設置や、学校教育や社会教育との連携が十分に図られるような仕組みづくりが必要との意見があった。
- 文化財には多額の費用を要し、予算の確保が重要である。経済的価値の生じうる事業にはそれを担当する部局で予算を確保しやすいが、文化財は市場経済に任せられないものもあり、どの部局であれば必要な予算が確保できるかという観点からも考えるべき。国も財源確保に決意を持って取り組むべき。
- 首長部局が所管する際には、開発行為の実施との調整がより懸念されると思うが、議論の公開やプロセスの透明性の確保によって克服可能ではないか。またプロセスの公開に当たっては、文化財の価値を市民に理解してもらうための専門家のサポートが重要ではないかとの意見があった。
- 市民への周知や市民の理解を深めることは重要。公開活用により市民が文化財への理解を深め、さらに市民から新たな活用方法が生まれることもあるので、市民は文化財を活用していく主役であるとの視点も重要ではないかとの意見があった。
- 専門家にも様々なレベルがあるため、その質の確保も重要ではないか。また文化財は時代とともに様々な類型や手法が発展してきており、専門家の人材育成・確保が必要との意見があった。
- 自治体の選択によって文化財保護に関する事務を首長部局に移管した場合には、また各自治体において特色ある取組がなされると思うが、そのような取組の成功事例の発信・共有ができるような仕組みができると良いのではないかとの意見があった。